

個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(令和三年法律第三十七号による改正)